

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員退職手当規程

平成 16 年 2 月 29 日
2004 年(総企)規程第 12 号
最終改正 平成 30 年 2 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の種類)

第 2 条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分により支給する。

- (1) 職員が退職したときは退職金
- (2) 職員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

(退職手当の受給者)

第 3 条 退職手当は、職員が退職したときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条の 2 この規程における遺族の範囲及び順位については、国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号。以下「退職手当法」という。)第 2 条の 2 の規定を準用する。

(退職金の支給制限)

第 4 条 退職金は、職員が次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- (1) 勤続 6 か月未満で退職したとき。
- (2) 懲戒による免職を受けたとき。
- (3) 禁固以上の刑に処せられたことにより退職したとき。

(退職金の額)

第 5 条 退職金の額は、次条の規定により計算した退職手当の基本額に、第 5 条の 3 の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(退職手当の基本額)

第 5 条の 2 退職手当の基本額は、職員が退職し又は死亡した日におけるその者の本俸月額に、次の各号の区分に従い、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額が本俸月額の 100 分の 5,500 を超えるときは、本俸月額の 100 分の 5,500 とする。

- (1) 勤続 5 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 100
- (2) 勤続 5 年を超え 10 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 140
- (3) 勤続 10 年を超え 20 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 180

- (4) 勤続 20 年を超え 30 年までの期間については、勤続 1 年につき 100 分の 200
- (5) 勤続 30 年を超える期間については、勤続 1 年につき 100 分の 100

(退職手当の調整額)

第 5 条の 3 退職手当の調整額は、その者の在職期間の初日の属する月からその者の在職期間の末日の属する月までの各月ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額のうちその額が最も多い額から順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 65,000 円
- (2) 第 2 号区分 54,150 円
- (3) 第 3 号区分 43,350 円
- (4) 第 4 号区分 32,500 円
- (5) 第 5 号区分 21,700 円
- (6) 第 6 号区分 零

2 前項各号に定める職員の区分は、能力等級等を考慮して、別に定める。

3 退職した者でその勤続期間が 4 年以下のもの及び傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 10 年以上 24 年以下のものに対する退職手当の調整額は、第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項の規定により計算した額の 2 分の 1 に相当する額とする。

4 次の各号のいずれかに該当する者には、調整額は支給しない。

- (1) 第 5 条の 2 の規定により計算した退職手当の基本額が零である者並びに傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が 9 年以下のもの
- (2) その者の非違により退職した者

(退職金の増額)

第 6 条 職員が次の各号の一に該当する場合は、第 5 条の規定により計算した退職金の額に、職員が退職し又は死亡した日における本俸月額に 100 分の 500 以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

- (1) 傷病によりその職に耐えず退職したとき
- (2) 在職中に死亡したとき。
- (3) 勤続期間が 10 年以上であって定年により退職したとき。
- (4) 組織の改廃により配置転換が困難なため退職したとき。
- (5) 勤続期間が 15 年以上であって職務上特に功労があった者が退職したとき。
- (6) 前各号に準ずる特別の事由により退職した者であって、理事長が特に増額の必要があると認めたととき。

(退職金の減額)

第 7 条 職員が次の各号の一に該当する場合には、第 5 条の規定により計算して得

た額から当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

- (1) 勤務成績が著しく不良のため退職させられたとき。
- (2) 第4条第1項第2号又は第3号に規定する事由に準ずる事由により退職したとき。
- (3) 自己の都合により退職したとき。

(減額の特例)

第8条 (削除)

(退職後における退職金の支給制限及び返納等の取り扱い)

第9条 退職後における退職金の支給制限及び返納等の取り扱いについては、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構役員退職手当規程(2004年(総企)規程第11号)第8条から第8条の5の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条第1項第1号	役員	職員
第8条第1項 第8条第1項第2号 第8条第2項 第8条第2項第1号 第8条第3項 第8条第6項 第8条の2第1項 第8条の2第2項 第8条の3第1項 第8条の4 第8条の5第1項 第8条の5第2項 第8条の5第3項 第8条の5第4項	退職手当	退職金
第8条第2項第2号	解任されるべき行為(在職期間中の役員の前記に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして通則法第23条(同条第2項第1号の規定を除く。)に規定する解任に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)	懲戒による免職処分及び懲戒による免職処分に準じる事由による退職処分(以下「懲戒免職処分等」という。)を受けるべき事由に相当する行為(在職期間中の職員の前記に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職処分等に値することが明らか

		なものをいう。以下同じ。)
第 8 条の 2 第 1 項第 2 号 第 8 条の 3 第 1 項第 2 号 第 8 条の 5 第 1 項 第 8 条の 5 第 2 項	解任されるべき行為	懲戒免職処分等を受けるべき事由に相当する行為
第 8 条の 2 第 1 項 第 8 条の 2 第 2 項 第 8 条の 3 第 1 項 第 8 条の 4 第 8 条の 5 第 1 項 第 8 条の 5 第 2 項 第 8 条の 5 第 3 項	全部	全部又は一部
第 8 条の 5 第 4 項	第 7 条第 1 項ただし書きに規定する解任された場合の退職手当の額	第 4 条第 2 号及び第 3 号又は第 7 条第 2 号に規定する退職をした場合の退職金の額

(勤続期間の計算)

第 10 条 退職金の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員として採用された日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの月数による。

3 前 2 項の規定による在職期間のうち休職（業務上の傷病による休職及び出向による休職を除く。）、停職又は育児休業により職務に従事することを要しない期間のある月（職務に従事することを要する日の属する月を除く。）が 1 月以上あったときは、その月数の 2 分の 1 に相当する月数を前各項の規定により計算して得た在職期間から除算する。

4 前 3 項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は、月割をもって計算する。

(国等の機関から復帰した職員に対する退職手当に係る特例)

第 11 条 職員のうち、理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人若しくは地方公共団体（退職手当に関する条例において職員が理事長又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等とし

て在職(その者が更に引き続き当該国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。)した後引き続いて再び職員となった者の勤続期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- 2 国家公務員等が、国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合又は第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、第10条第3項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものとみなす。

(弔慰金の額)

第12条 弔慰金の額は、職員が死亡した日における本俸月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(退職手当の支給)

第13条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

(端数の処理)

第14条 この規程の定めるところによる退職金及び弔慰金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(雑則)

第15条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年2月29日から施行する。
- 2 この規程の実施の日の前日において石油公団又は金属鉱業事業団の職員であった者でこの規程の実施の日に引き続いて機構の職員となった者の在職期間については、その者の石油公団又は金属鉱業事業団の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなす。
- 3 平成25年3月31日において、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「開発機構」という。)の職員であった者で、同年4月1日に引き続いて機構の

職員となった者の在職期間については、その者の開発機構の職員としての在職期間を機構の職員としての在職期間とみなす。ただし、第5条の3に規定する退職手当の調整額は、機構の職員となった日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までを算定の対象とする。

4 当分の間、第5条2の規定に基づく退職手当の基本額は、同条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とし、第6条の退職金の増額は、同条の規定により計算した額に100分の83.7を乗じて得た額とする。

5 職員が、通産関係独立行政法人厚生年金基金(以下「基金」という。)の加入員であった期間(以下「加入員期間」という。)が、15年以上で退職又は死亡した場合は、第5条の規定に基づく退職手当の額から、加入員期間を勤続期間とみなして同条の規定により算出した額(以下「対象額」という。)に、その加入員期間に応じ、次の各号の割合を乗じて得た額を減額する。ただし、対象額算出の基礎となる本俸月額が基金の標準給与の最高限度額を超えるものについては、その最高限度額をもって本俸月額とする。なお、退職又は死亡した月の前月(退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年以内に標準給与の最高限度額の改正があった場合には、退職又は死亡した月の前月(退職又は死亡した日が月の末日である場合は当月)以前1年間の各月における標準給与の最高限度額の合計額の12分の1に相当する額をもって標準給与の最高限度額とみなす。

(1) 加入員期間15年の場合 100分の1.5の割合

(2) 加入員期間15年を超え30年までの場合 100分の1.5に15年を超える加入員期間1年につき100分の0.1を加えた割合

(3) 加入員期間30年を超える場合 100分の3.0の割合

6 前項の規定にかかわらず、基金の加入員であったことにより、すでに退職手当の減額を受けた者に対し、退職手当を支給する場合において、当該退職手当の額から減額する額は、加入員期間を勤続期間とみなした期間について、前項の規定により算出した減額すべき額から、次の第1号の額に第2号の割合を乗じて得た額を控除した額とする。この場合において、対象額算出の基礎となる本俸月額が基金の標準給与の最高限度額を超えるものについては、その最高限度額をもって本俸月額とする。

(1) 支給する退職手当の額の算出の基礎となる本俸月額に基づいて、すでに減額を受けた加入員期間について算出される対象額

(2) すでに減額を受けた加入員期間に対応する前項各号の割合

7 前2項の規定による減額は、支給する退職手当の額をもって限度額とする。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年4月1日(以下「基準日」という。)の前日から引き続き在職する職員が退職した場合において、その者が基準日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における本俸月額を基礎として、この規程による改正前の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員退職手当規程(以下「旧規程」という。)により計算した退職手当の額が、この規程による改正後の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員退職手当規程(以下「新

規程」という。)の規定により計算した退職手当の額(以下「新規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

3 職員が平成19年4月1日以後平成22年3月31日までの間に退職した場合において、その者についての新規程退職手当額がその者が基準日の前日に受けていた本俸月額を退職の日の本俸月額とみなして旧規程の規定により計算した退職手当の額(以下「旧規程退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新規程退職手当額から次の各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

イ 新規程第5条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

(2) 基準日以後平成20年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

イ 新規程第5条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

(3) 平成20年4月1日以後平成22年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

イ 新規程第5条の3の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規程退職手当額から旧規程退職手当額を控除した額

4 新規程第5条の3第1項の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、在職期間の初日が平成9年4月1日前である者に対する同項の規定の適用については、「在職期間」とあるのは「平成9年4月1日以後のその者の在職期間」と読み替える。

5 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての第10条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

6 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年4月1日施行)附則第2項各号の規定により、退職した者の減額後の本俸月額が減額前の本俸月額に達しない場合にその差額の一定割合に相当する額を支給することとなった場合、新規程の規定による本俸月額には、当該差額の一定割合に相当する額を含まないものとする。

附 則

1 この規程は、平成22年10月20日から施行する。

2 この規程は、施行の日以降の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係

る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の附則第4項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年6月1日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。